

**令和5年度  
指定障害福祉サービス事業者等集団指導  
【報酬算定に係る留意事項等について】**

**日中活動系・居住支援系・施設系サービス 編  
(短期入所・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援)**

**令和6年2月  
明石市福祉局生活支援室障害福祉課**

# 目次

## 1. 各種減算について

(1)身体拘束廃止未実施減算	P. 3
(2)個別支援計画未作成減算	P. 6
(3)人員欠如減算	P. 7
(4)定員超過利用減算	P. 9

## 2. 各種加算について

(1)福祉・介護職員処遇改善加算	P. 10
(2)福祉・介護職員等特定処遇改善加算	P. 12
(3)送迎加算	P. 13
(4)福祉専門職員配置等加算	P. 14
(5)夜間支援等体制加算	P. 15
(6)帰宅時支援加算	P. 19
(7)夜勤職員配置体制加算	P. 20
(8)療養食加算	P. 21
(9)口腔衛生管理加算	P. 22
(10)栄養マネジメント加算	P. 23

## 3. 各種減算について

### (1) 身体拘束廃止未実施減算

#### 【 対象サービス 】

短期入所、共同生活援助、施設入所支援

#### 【 主な指摘事例 】

- 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。
- 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を1年に1回以上開催していない。
- 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を1年に1回以上実施していない。

#### 留意点

- 身体拘束等の適正化を図る措置を講じていない（①から④のいずれかに該当する）場合に利用者全員について減算となります。
- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に（**1年に1回以上**）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていない。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に（**1年に1回以上**）実施していない。

**年度ではなく直近1年です！**

## 3. 各種減算について

### (1) 身体拘束廃止未実施減算

#### 留意点

- 身体拘束等を行っていない場合も、身体拘束等の適正化を図る措置を講じる必要があります。
- 当該減算については、前述の(1)~(4)のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を指定権者（明石市）に提出した後、事実が生じた月※<sup>1</sup>から3月後に改善計画に基づく改善状況を指定権者（明石市）に報告することとし、**事実が生じた月の翌月から改善が認められた月※<sup>2</sup>までの間について、利用者全員に対して、1日につき5単位を所定単位数から減算**します。

※1 実地指導等により運営基準を満たしていない事実が確認された月

※2 改善報告で改善が認められた月

- 改善計画提出後、**最低3か月は減算**が生じることとなります。

減算適用の考え方（例）

令和5年5月10日に実地指導にて研修を実施していないことを確認⇒事実が生じた月＝令和5年5月

令和5年5月25日に改善計画を明石市に提出

令和5年8月30日に改善報告を明石市に提出し、改善が認める⇒改善が認められた月＝令和5年8月

減算適用期間：令和5年6月～令和5年8月

## 3. 各種減算について

### (1) 身体拘束廃止未実施減算

【 厚労省Q&A 一部抜粋 】

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1 (令和3年3月31日)

問18 身体拘束廃止未実施減算の適用要件である、身体拘束適正化検討委員会の開催及び研修の実施について、「年に1回」とは、年度で考えるのか。または、直近1年で考えるのか。

(答) 直近1年で考える。

(例) 令和6年2月に行った場合、  
令和7年1月31日までに開催すること。  
※令和7年3月31日ではない

問19 身体拘束廃止未実施減算については、「事実が生じた場合」に「事実が生じた月の翌月」から減算することとされている。実地指導等において不適切な取扱いが判明した場合の適用はどのようになるか。

(答) 「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指す。このため、例えば、令和5年5月1日に運営基準を満たしていないと確認できた場合は、令和5年6月サービス提供分から減算を行うこととなる。

## 3. 各種減算について

### (2) 個別支援計画未作成減算

#### 【 対象サービス 】

施設入所支援、自立生活援助、共同生活援助

#### 【 主な指摘事例 】

- ▶ 初回利用日の属する月から1か月を超えても個別支援計画が作成されていない（利用者から同意を得ていない場合も同じ）。
- ▶ 個別支援計画作成後、6か月（自立生活援助の場合は3か月）を過ぎてもモニタリングや計画の見直しを行っていない。

#### 【 具体的取扱い 】

次のいずれかに該当する月から解消された月の前月まで、該当する利用者につき減算が適用されます。

- ① サービス管理責任者（障害児通所支援の場合は児童発達支援管理責任者）による指揮の下、個別支援計画が作成されていない。
- ② 指定障害福祉サービス基準又は指定通所基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。

減算の割合

- ・ 減算適用1月目から2月目 所定単位数の70%を算定
- ・ 減算適用3月目以降 所定単位数の50%を算定

## 3. 各種減算について

### (3) 人員欠如減算

#### 【 具体的取扱い 】

① サービス提供職員欠如減算（対象サービス：短期入所、共同生活援助）

指定基準の規定により配置すべき生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員、世話人、児童指導員及び保育士の欠如

(一) 減算の適用期間

- 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合  
不足の生じた月の翌月から人員欠如が解消された月まで
- 人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合  
不足の生じた月の翌々月から人員欠如が解消された月まで（翌月末日に人員欠如が解消されている場合は除く。）
- 常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合  
不足の生じた月の翌々月から人員欠如が解消された月まで（翌月末日に人員欠如が解消されている場合は除く。）
- 日中サービス支援型共同生活援助における夜間及び深夜の時間帯に勤務を行う世話人及び生活支援員の員数が、基準に満たない事態が2日以上連続又は4日以上発生した場合  
不足の生じた月の翌月から人員欠如が解消された月まで

## 3. 各種減算について

### (3) 人員欠如減算

#### (二) 減算の割合

- 減算適用 1 月日から 2 月目 所定単位数の70%を算定
- 減算適用 3 月日以降 所定単位数の50%を算定

#### ② サービス管理責任者欠如減算（対象サービス：自立生活援助、共同生活援助）

#### (一) 減算の適用期間

- 不足の生じた月の翌々月から人員欠如が解消された月まで（翌月末日に人員欠如が解消されている場合は除く。）

#### (二) 減算の割合

- 減算適用 1 月日から 4 月目 所定単位数の70%を算定
- 減算適用 5 月日以降 所定単位数の50%を算定

#### ③ 夜勤職員欠如減算（対象サービス：施設入所支援）

#### (一) 減算の適用期間

- 夜勤時間帯（午前10時から翌日午前5時までの時間を含めた連続する16時間）に夜勤を行う生活支援員の員数が基準に満たない事態が2日以上連続又は4日以上発生した場合  
不足の生じた月の翌月から人員欠如が解消された月まで

#### (二) 減算の割合

- 所定単位数の95%を算定

## 3. 各種減算について

### (4) 定員超過利用減算

【 対象サービス 】 短期入所・施設入所支援

#### 【 具体的取扱い 】

① 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い

● 利用定員50人以下の指定障害福祉サービス事業所の場合

1日の利用者の数が、利用定員に100分の110を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について利用者全員につき減算を行う

● 利用定員51人以上の場合指定障害福祉サービス事業所等の場合

1日の利用者の数が利用定員から50を差し引いた数に100分の105を乗じて得た数に、55を加えて得た数を超える場合に、当該1日について利用者全員につき減算を行う

② 過去3か月間の利用実績による定員超過減算の取扱い

● 直近の3か月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の105を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について利用者利用者全員につき減算を行う

#### 留意点

・ 指定基準上では、定員遵守について規定されています。

減算にはならない範囲で定員を超えて受け入れていることは、**定員遵守の違反**となります。

(例) 定員50名の施設入所支援が常時51名の受入をしている。→減算にはならないが、**定員遵守の違反**

## 4. 各種加算について

### (1) 福祉・介護職員処遇改善加算

#### 【 対象サービス 】

短期入所、共同生活援助、施設入所支援

#### 【 主な指摘事例 】

- ▶ 加算金額がサービス管理責任者（障害児通所支援の場合は児童発達支援管理責任者）に充当されている。
- ▶ 加算区分に応じたキャリアパス要件の全てを満たしていない。
- ▶ 処遇改善計画書の内容を全ての従業者に周知していない。

#### 留意点

- 当該加算の対象は直接処遇職員に限られるため、法人代表者、管理者、サービス管理責任者、サービス提供責任者、児童発達支援管理責任者は加算の対象外です（対象職員を兼務する場合であって、常勤換算上勤務時間の算入が認められる場合を除きます。）。
- 対象となる職種は、ホームヘルパー、生活支援員、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、夜間支援従事者、共生型障害福祉サービス等事業所及び特定基準該当障害福祉サービス等事業所に従事する介護職員、賃金向上達成指導員、目標工賃達成指導員等

## 4. 各種加算について

### (1) 福祉・介護職員処遇改善加算

#### 留意点

- 加算区分に応じたキャリアパス要件を全て満たす必要があります。加算取得の要件となるキャリアパス要件の概要は下記のとおりです。

キャリアパス要件Ⅰ：職位、職責又は職務内容等の要件及び職務内容等に応じた賃金体系を定めること

キャリアパス要件Ⅱ：資質向上の目標及び研修機会の提供、資格取得のための支援に関する具体的な計画を策定すること

キャリアパス要件Ⅲ：経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること

- 処遇改善計画書の内容（賃金改善の方法、キャリアパス要件、職場環境要件の内容等を含む）を全ての従業者に周知する必要があります。周知については、全従業者への文書による通知等が考えられますが、各法人・事業所において適切な方法で実施してください。

## 4. 各種加算について

### (2)福祉・介護職員等特定処遇改善加算

#### 【 対象サービス 】

短期入所、共同生活援助、施設入所支援

#### 【 主な指摘事例 】

➤ 福祉専門職員配置等加算の算定要件を満たしていないにもかかわらず特定加算(Ⅰ)を算定している。

#### 留意点

- 特定加算（Ⅰ）については、配置等要件である福祉専門職員配置等加算の算定要件を満たしている必要があります。

※短期入所、施設入所支援にあっては配置等要件がないため、特定加算の区分は1つとなります。

- **年度途中で福祉専門職員配置等加算の算定要件を満たすことができなくなった場合**は、福祉専門職員配置等加算のみならず、**特定処遇改善加算の区分を（Ⅰ）から（Ⅱ）に変更**してください。人事異動等により、資格を有する職員の割合、常勤職員の割合、勤続3年以上の常勤職員の割合が変わる場合は、福祉専門職員配置等加算の算定要件を満たしているかを確認するとともに、特定処遇改善加算の区分も確認してください。

## 4. 各種加算について

### (3)送迎加算

#### 【 対象サービス 】

短期入所

#### 【 主な指摘事例 】

- 当該加算の算定にあたっては、その根拠となる送迎記録を作成し、送迎日時や利用者名、運転者名等を記録し、保管しておくこと。
- 送迎の記録と請求されている実績とが一致しないものがある。

#### 留意点

- 記録の保管は5年
- 様式などは自由
- 迎え・送りどちらも行ったのであればそれが分かるように記録を残すこと



## 4. 各種加算について

### (4)福祉専門職員配置等加算

【 対象サービス 】 自立生活援助 共同生活援助

【 主な指摘事例 】

➤ 加算の取得要件を満たす職員の配置がされていなかった。



#### 留意点

- 職員の入退職の都度、加算要件を満たしているかの確認を行うこと。

(例) 福祉専門職配置加算Ⅱを取得している事業所【生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるもの】の場合。

(パターン1)

常勤職員が3名の事業所の場合で、常勤の有資格者が1名いれば、 $1 \div 3 = 0.3$  (30%) となり、要件を満たす。その後、資格のない常勤職員が2名入職したら、常勤職員が5名となるため、 $1 \div 5 = 0.2$  (20%) で要件を満たさなくなる。

(パターン2)

常勤職員が5名の事業所で、常勤の有資格者が2名いるので、 $2 \div 5 = 0.4$  (40%) で要件を満たす。その後、有資格者が1名離職し、資格のない常勤職員が代わりに入職したら、有資格者が1名離職のみになるため、 $1 \div 5 = 0.2$  (20%) で要件を満たさなくなる。

## 4. 各種加算について

### (5)夜間支援等体制加算(その1)

【 対象サービス 】 共同生活援助

【 主な指摘事例 】

➤ 当該加算の算定に当たっては、1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定するものであるが、前年度の平均利用者数に応じた算定となっていなかった。



#### 夜間支援等体制加算の留意点

- 実際の入居者数で請求しないこと
- 前年度の実績を用いるため毎年4月に届け出を行うこと。  
(平均利用者数が全く同じ際は不要)
- 夜間の支援記録を残すこと



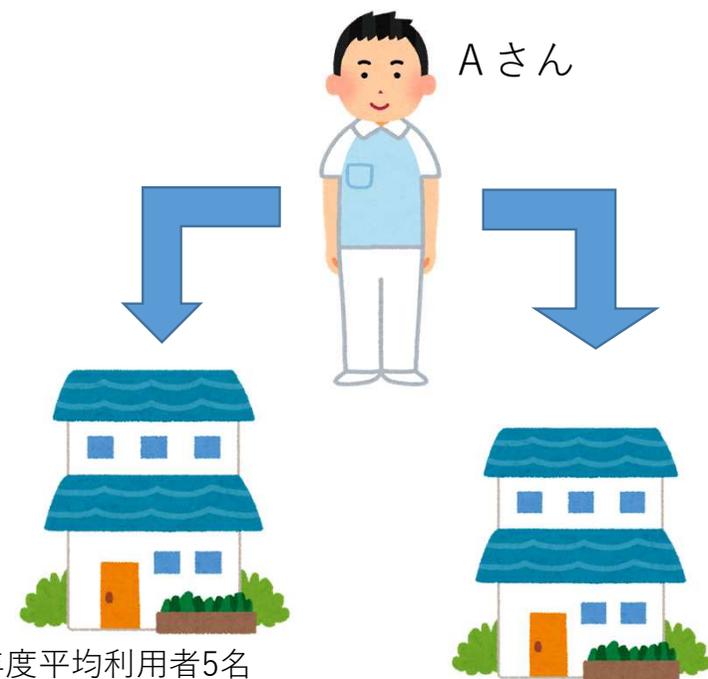
## 4. 各種加算について

### (5) 夜間支援等体制加算(その2)

【 対象サービス 】 共同生活援助

【 主な指摘事例 】

- 当該加算の算定に当たっては、1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定するものであるが、**複数の共同生活住居の利用者を支援**している際も共同生活住居ごとの利用者数による算定としていたため、適正に夜間支援対象利用者の数を算出すること。



#### ポイント

- (例) 右記イラストの場合、Aさんが、B住居とC住居の夜勤。  
○ B住居の利用者・C住居の利用者共に1対9の請求  
× B住居の利用者は1対5の請求・C住居の利用者は1対4の請求

## 4. 各種加算について

### (5)夜間支援等体制加算(その3)

【 対象サービス 】 共同生活援助

【 主な指摘事例 】

- 夜間支援従事者が、別の共同生活住居へ赴き、引き継ぎ等を行っている時間帯において夜間支援従事者が不在となる時間帯が発生する共同生活住居が散見されたため、このような時間帯が生じる際は、夜間支援従事者が複数の共同生活住居を兼務しているものとしたうえで適正に算定を行い請求すること。



#### 夜間支援等体制加算Ⅰの留意点

上記の場合、一人の夜勤者が**複数の共同生活住居の利用者を支援**しているものとみなします。

## 4. 各種加算について

### (5)夜間支援等体制加算Ⅰ(その1)

【 対象サービス 】 共同生活援助

【 主な指摘事例 】

- ▶ 夜間支援の内容について、個々の利用者ごとに共同生活援助計画に位置付ける必要があるが、共同生活援助計画の内容が全員一律の記載内容となっており、個々の利用者ごとに作成されているとは言えないことから、今後は共同生活援助計画において個々の利用者ごとに詳細に位置付けること。



#### 夜間支援等体制加算Ⅰの留意点

宿直ではなく夜勤を行うのであれば、定期的な巡回が必要。



## 4. 各種加算について

### (6) 帰宅時支援加算

【 対象サービス 】 共同生活援助

【 主な指摘事例 】

- 当該加算は、共同生活援助計画に基づき、利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に算定するが、共同生活援助計画に内容が記載されていないものや、その位置付けの不十分なものが散見された。また、当該利用者が帰省している間、当該利用者の居宅等における生活状況等を把握し、その内容について記録しておく必要があるが、その記録がないものが散見された。



#### 帰宅時支援加算の留意点

- ・ 個別支援計画に、帰省について位置づけること
- ・ 帰宅中も適宜利用者と連絡を取り、利用者の様子について記録をとること。

## 4. 各種加算について

### (6)夜勤職員配置体制加算

【 対象サービス 】 施設入所支援

【 主な指摘事例 】

- 当該加算は、夜勤職員を3人以上（前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の場合）配置した場合に算定するが、夜間の時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間）に3人以上配置されていない日が見受けられた。



#### 夜勤職員配置体制加算の留意点

連続して16時間の配置のため、間に配置されていない時間がないか留意すること。

## 4. 各種加算について

### (6)療養食加算

【 対象サービス 】 施設入所支援

【 主な指摘事例 】

- 当該加算は、減塩食療法等について、腎臓病食に準じて取り扱うことができる心臓疾患等の減塩食については、総量6.0g未満の減塩食でなければならないが、総量6.0g以上であったにもかかわらず、算定をしていた。

#### 療養食加算の対象

疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食とする。



## 4. 各種加算について

### (6) 口腔衛生管理加算

【 対象サービス 】 施設入所支援

【 主な指摘事例 】

- 当該加算に係るサービスを提供する場合には、当該サービスを実施する同一月内において医療保険による訪問歯科衛生指導の実施の有無を入所者又はその家族等に確認するとともに、当該サービスについて説明し、その提供に関する同意を得た上で行うこと。

#### 口腔衛生管理算の留意点

『栄養マネジメント加算、経口移行加算、経口維持加算、口腔衛生管理体制加算及び口腔衛生管理加算に関する事務処理手順及び様式例の提示について（令和3年4月6日障発0406第1号）』を参照すること。



## 4. 各種加算について

### (6) 栄養マネジメント加算

【 対象サービス 】 施設入所支援

【 主な指摘事例 】

- 施設長または管理者は、医師による計画内容の確認および助言を得るとともに、栄養計画に基づいたサービス提供を行うことも含めて、栄養ケア・マネジメントを実施する体制を整えること。
- 栄養ケア計画書の作成および計画変更に関する会議について、多職種で協議した記録を残すこと。
- 栄養ケア計画書には、担当者の職種および氏名を記載すること。

#### 栄養マネジメント加算の留意点

『栄養マネジメント加算、経口移行加算、経口維持加算、口腔衛生管理体制加算及び口腔衛生管理加算に関する事務処理手順及び様式例の提示について（令和3年4月6日障発0406第1号）』を参照すること。

